

大分県学習者用タブレット端末調達業務委託 に係る入札説明書

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 仕様書
- ・ 契約書（案）

令和 7 年 5 月

大分県教育庁教育D X推進課

入 札 説 明 書

大分県が委託する大分県学習者用タブレット端末調達業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）

2 競争入札に付する事項

（1）業務名称

大分県学習者用タブレット端末調達業務

（2）契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（3）調達する役務の内容等

大分県学習者用タブレット端末調達業務

詳細は「大分県学習者用タブレット端末調達業務委託に係る仕様書」のとおり

（契約条項を示す場所にて開示）

（4）業務実施場所

大分市府内町 3 丁目 1 0 番 1 号 大分県教育庁教育 DX 推進課

（県内の大分県立学校）

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒870-8501 大分市府内町 3 丁目 1 0 番 1 号 県庁舎別館 7 階

大分県教育 DX 推進課企画・管理班

電話番号 097-506-5441

メールアドレス a31080@pref.oita.lg.jp

4 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。

ただし、紙による入札を希望する者は、教育 DX 推進課において、5 の(3)及び(8)

による承認をされた後、3の場所に令和7年7月2日（水）午前10時までに様式1及び様式2を持参又は郵送（必着）により提出すること。

5 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この調達に係る仕様書に基づき、大分県共同利用型電子入札システムにより令和7年6月23日（月）午後3時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 開札日（令和7年7月2日（水））において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

6 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続き

上記5の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和7年5月23日（金）から同月29日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 申請書類の入手場所及び提出先

大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2831

大分県ホームページ

7 入札方法

本案件は、一般競争入札により行う。

(1) 入札金額の入力期間

入札参加の承認を受けた日から令和7年7月2日（水）午前10時まで

(2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入力すること。

(3) この入札については、大分県共同利用型電子入札システム運用基準及び大分県共同利用型電子入札システムマニュアル【受注者用】を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語：日本語

(2) 通貨：日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問等

(1) 質問方法 質問票（様式4）により持参または電子メールで行うこととし、電子メールの場合は必ず電話により着信を確認すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを漏れなく記載すること。

(2) 質問の提出先 上記3に示す担当部局とする。

(3) 質問の受付期間 令和7年6月2日（月）午後3時まで

(4) 質問の回答方法 質問に対する回答は文書にて回答する。なお、質問に対する回答内容については、質問者以外の入札参加申請を行った者全員にも質問者名を伏せた上、電子メールで交付する。

10 大分県共同利用型電子入札システム等による開札の場所及び日時等

(1) 開札場所 大分県庁舎別館7階 大分県教育庁教育DX推進課

(2) 日時 令和7年7月2日（水）午前11時

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。

11 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月23日（金）から令和7年7月1日（火）まで（日曜日及び土曜日

- を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所 大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁教育DX推進課企画・管理班
電話番号 097-506-5441

12 入札保証金に関する事項
免除とする。

13 契約保証金に関する事項
免除とする。

14 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「企画提案点」と、入札価格評価による「評価点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、提案書評価基準表で必須とされる評価細目に1細目でも0点の細目があった場合は落札者とししない。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするところがある。
- (3) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) この調達に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び大分県県有財産条例（昭和39年大分県条例第28号第2条）の規定により、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。
- (5) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者がいない場合は、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。

15 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

16 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

17 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 Summary

- (1) Outsourcing name
Procurement of tablet devices for public school students of Oita prefecture
- (2) Deadline for submission of tenders
10:00 AM, 2 July 2025
- (3) Contact point for the notice
Educational DX Acceleration Division, Oita prefectural Board of Education
Oita prefectural government building, Annex 7F, 3-10-1, Funai-chou, Oita-City
870-8503, Japan
Tel:097-506-5441